

仕 様 書

番 号	令和6年度 () 第 自使1号		
件 名	名張市介護・高齢支援室用車両賃貸借(軽四乗用自動車2台)		
場 所	名張市 鴻之台1番町 地内		
金 額	月額	円也	内消費税及び 地方消費税額 円
納車期間及び 初年度検査年月	令和6年6月1日から令和6年6月30日まで		
リース期間	各納車日から84か月間(7か年間)		
備 考	令和6年度	円(内税	円)
	令和7年度から12年度	円(内税	円)
	令和13年度	円(内税	円)
概 要			
軽四乗用自動車賃貸借 2台			

内 訳 書

項 目	内 容	数 量	単 価	金 額
賃貸借対象車両 軽四乗用自動車				
自動車リース料 84か月(7年)				
月額リース料	消費税及び地方消費税額 月額リース料(税込)	2台		
年度別リース料				
令和6年度リース料	2台分(R6.6月分～R7.3月分) 内消費税及び地方消費税額	10か月		
令和7年度～12年度リース料	2台分(R7.4月分～R12.3月分) 内消費税及び地方消費税額	72か月		
令和13年度リース料	2台分(R13.4月分～R13.5月分) 内消費税及び地方消費税額	2か月		
期間総リース料	84か月(7年) 内消費税及び地方消費税額	84か月		

特記仕様書

賃貸借期間 納車日から84か月間（7か年間）
納車日 令和6年6月1日から令和6年6月30日まで

1. 概要 賃貸借の対象物件は、名張市の公用車として使用する自動車である。

2. 賃貸借物件

- (1) 車種 軽四乗用自動車
(2) 数量 2台
(3) 主要諸元
- ①排気量 660ccクラス
 - ②ボディ形式 乗用タイプ 5ドア
 - ③乗車定員 4名
 - ④駆動方式 2WD
 - ⑤変速機形式 AT免許で運転できる構造であれば可
 - ⑥環境性能
 - <燃費性能>令和2年度燃費基準達成車+20%以上
 - <低排出ガス車認定レベル>平成30年排出ガス基準
 - ⑦その他
 - ・入札時最新型、新車
 - ・車体の色は白またはシルバーとする。
 - ・年間見込走行距離は、6,000kmとする。

- (4) 装備品
- ①パワーウインドウ（前席2席以上）
 - ②集中ドアロック
 - ③エアコン
 - ④パワーステアリング
 - ⑤SRSエアバック（運転席・助手席）
 - ⑥AM/FMラジオ
 - ⑦リモコンキー
 - ⑧ドライブレコーダー
- ※①～⑧の装備品は、オプションによる追加装備も可とする。

- (5) 付属品
- ①フロアマット（前・後部座席）
 - ②ドアバイザー（運転席・助手席）
 - ③文字入れ 発注者が指定する車体の位置に車体番号及び文字をシートにより表示すること。なお、文字色については、濃紺とする。

- (6) その他
- ・本仕様書に記載されていない事項で機能上当然必要なものは、装備することとし、疑義、不明が生じた場合は、発注者の指示に従うこと。
 - ・納車後、発注者が啓発用広報装置一式（スピーカー、カセットデッキ、純正キャリア取り付け）及び啓発用マグネットシートや広告マグネットシート等を貼り付けることがあるので、予め了承しておくこと。なお、リース車両を返還する際には、発注者の責任において取り外すものとする。

3. リース料に含まれる費用及びサービス等

- (1) 費用
- ①車両代金
 - ②当初登録諸費用（車庫証明・納車費用含む）
 - ③自動車取得税
 - ④自動車税（期間中全額）
 - ⑤自動車重量税（期間中全額）
 - ⑥自動車損害賠償責任保険料（期間中全額）
 - ⑦自動車リサイクル法にかかる費用
- (2) サービス
- ①法定点検等（6か月・12か月）
車検整備（全期間中、納車・引き取り費用を含む）
 - ②一般消耗品の補充及び交換
 - ③オイル交換及び補充（オイルエレメント含む）
 - ④バッテリー交換（賃貸借期間中1回）
 - ⑤タイヤ交換（年2回の夏用・冬用の交換、摩耗等によるタイヤの入替）
 - ・夏用タイヤ6本
 - ・冬用タイヤ6本（ホイール付スタッドレスタイヤ1台分4本、スタッドレスタイヤ2本）
- (3) その他
- ・本物件の瑕疵に関するすべての費用は、受注者が負うものとする。
 - ・期間満了後に、リース車両の査定額と残価の差額との清算は、行わないものとする。

4. 契約方法等

- ・本物件は賃貸借とし、発注者と受注者との間で賃貸借契約を締結する。ただし受注者が直接賃貸できない場合は、受注者指定のリース会社からの賃貸も可とする。
- ・本契約は地方自治法施行令（昭和22年施行令第16号）第167条の17の規定に基づく長期継続契約とする。
- ・本物件の賃貸借契約の期間は、84か月間（7か年間）とする。

5. 予算の減額又は削除に伴う解除等

この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更又は解除することができる。

6. 支払方法等

- ・本物件の支払いは月払いとし、請求は使用月の翌月にするものとする。
- ・最終月の請求は、賃貸借期間満了後とする。

7. 納車場所 発注者が指示する場所